

エネルギー基本計画（案）について

一般社団法人日本鉄鋼連盟

1. 総論

- 今般のエネルギー基本計画（案）において、2030 年の方針と 2050 年の方向性について、両者が接続しない形でそれぞれ整理されたこと、2050 年の方向性について不確実性の高さを踏まえ、複線シナリオという柔軟な視点が織り込まれた点については評価できる。
- 我が国のエネルギー供給体制の根本的な脆弱性はもとより、東日本大震災を契機に生じた電気料金上昇や固定価格買取制度の賦課金の加速度的な上昇による国民経済、産業活動への負の影響は、現行エネルギー基本計画策定以降、各種施策対応が行われているものの未だ解決に至っていないばかりか、むしろその影響が今後とも強まる懸念さえある。
- 他方、今般のエネルギー基本計画（案）では、エネルギーをめぐる情勢変化として、主にパリ協定の発効、それに伴う長期的な地球温暖化対策に係る諸動向を取り上げ、これに由来する記載が多く追加され、環境適合性に対して安定供給の実現、経済性の確保の視点が相対的に弱まっている。
- この結果、全体を通じて、現行計画と比較してエネルギー政策の根幹である「3E+S」のバランスを欠いた感が否めない。

2. 各論

(1) 「第 1 章第 2 節エネルギーをめぐる情勢変化」について（7 頁以降）

- 情勢変化の切り口が脱炭素化に向けた動向に偏重している。現行計画では、第 2 節において「電気料金の上昇とその影響」や「エネルギーコストの国際的地域間格差の拡大とその影響」といった切り口も示されている。
- この点について、例えば中国では 2018 年の政府活動として「電気料金に賦課されている各種の公益性の費用及び送配電価格（託送料金）を引き下げ、一般工業・商業用電気料金を平均で 10%引き下げる」方向性を決定し、2018 年 4 月から執行していることなど、国際的地域間格差が拡大する方向での情勢変化が生じている。また、この情勢変化が電力多消費産業を中心に企業経営を一層圧迫するなど、我が国の経済活動に対して負の影響を色濃く与えることにも繋がっている。
- 情勢変化にはエネルギーコストにかかる変化も明記するべきである。

(2) 「第 2 章第 1 節 3 項(1)再生可能エネルギー」について（17 頁）

- 「・・・2013 年から導入を最大限加速してきており、引き続き積極的に推進していく。」との記載について、再エネの最大限の導入は国民負担の抑制とセットであることから、「・・・引き続き国民負担の抑制と両立の下、積極的に推進していく。」と、その視点を明記するべきである。

- (3) 「第2章第1節3項(2)原子力」について (19頁)
- 現行計画から「2030年のエネルギーミックスにおける電源構成比率の実現を目指し、必要な対策を着実に進める」との一文が追記されている。
 - この点について、「3E+S」の視点から2030年はもとより、2030年以降も原子力は一定の役割を担うエネルギー源であることから、「2030年のエネルギーミックスにおける電源構成比率の実現を目指し、現行の規制基準の下での既存設備の運転状況等を踏まえ、リプレース・新增設の推進を含む必要な対策を着実に進める」と、既存設備の更新を行う時間軸を加味した方向性を明記するべきである。
- (4) 「第2章第2節2項(1)③産業部門等における省エネの加速」について (36頁)
- 現行計画から「産業部門をはじめ各部門において、これまでの延長線上にない抜本的な省エネルギーを実現するためには、革新的な省エネ技術開発が重要である」との一文が追記されている。
 - しかし、現行計画においても既に革新的な技術開発の促進について記載されていること、2030年のエネルギーミックスで想定される省エネ量5030万klの積み上げは、その太宗が既存技術の導入拡大を算定根拠とするものであることから、対策の軸足を技術開発にシフトするかのような追記は適切では無く、むしろ既存技術の着実な導入を促進する方向性を示すことが重要である。
 - 追記された一文は削除するか、若しくは既存技術の導入促進の趣旨に書きかえるべきである。
- (5) 「第2章第2節3項再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組」について (38頁)
- 「FIT制度における買取費用総額を3.7~4兆円程度と見込んでいるが、2018年度の買取費用総額は既に3.1兆円程度に達すると想定されており、・・・国民負担の抑制が待ったなしの課題」とされている。
 - この認識を踏まえ、「このため、FIT制度の適切な運用と自立化を促すための制度の在り方の検討、・・・着実に進める」の記載について、「このため、FIT制度の適切な運用により2030年の買取費用を最大でも4.0兆円以内に抑制するとともに、自立化を促すための制度の在り方の検討、・・・着実に進める」とし、国民負担に具体的な歯止めを設けることを明記するべきである。
- (6) 「第2章第2節3項(1)急速なコストダウンが見込まれる太陽光・風力の主力電源化に向けた取組」について (38頁)
- 「一層のコスト低減を進めて他の電源と比較して競争力のあるコスト水準となること・・・期待される」について、自然変動電源は発電コストのみならず、調整力やバックアップの確保に係るコスト、設置場所と需要地との乖離等に由来する系統コストなど、様々な追加的コストを要することから、他の電源に対してこれらのコストも織り込んで競争力を確保する必要がある。
 - したがって、「・・・他の電源と比較して需要家の使用端において競争力のあるコスト水準となること・・・」とし、需要家の視点から見て、自然変動電源特有のコストも含

めトータルで競争力のある水準とすることを明記するべきである。

(7) 「第2章第2節3項(3)FIT制度の在り方」について(42頁)

- FIT制度開始以降、設備導入量が2.7倍に増加したことが記載されているが、その一方で賦課金単価が導入から7年で13倍に拡大し、前述にあるように「国民負担の抑制が待ったなしの課題」であることが記載されておらず、導入と負担のバランスに欠けている。
- したがって、後段の記載において「他方、制度導入から7年で賦課金単価が13倍に拡大し、国民負担の観点から、その抑制が待ったなしの課題であることを踏まえ、2030年の買取費用を最大でも4.0兆円以内に抑制するべく、法律の規定に従い、・・・常に適切に配慮することが欠かせない」とし、国民負担の抑制を着実に進める方針を明記するべきである。

(8) 「第2章第2節6項“水素社会”の実現に向けた取組の抜本強化」について(61頁)

- 「水素を再生可能エネルギーと並ぶ新たなエネルギーの選択肢とすべく、環境価値を含め、・・・従来エネルギーと遜色のない水準まで低減させていくこと」と記載されている。
- 水素が真に経済合理性をもって使用できるようになるためには、環境価値のような政策的、人為的な価値を介在させて相対化するのではなく、水素そのもののコスト低減を技術的に実現することが最も重要である。政策的な価値を介在させた結果、FIT制度においては莫大な国民負担が発生した。同じ過ちを繰り返すことがあってはならない。
- かかる観点から、「環境価値を含め、」は削除するべきである。

(9) 「第2章第2節7項エネルギーシステム改革の推進」について(65頁)

- エネルギーシステム改革のねらいは、「安定供給の確保、料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」である。このねらいに対して、安全性の確保や安定供給、環境適合等の公的課題にも対応・両立する視点から、市場環境整備等の取組の必要性が導き出されているが、これらの公的課題への対応に当たり、「パリ協定を踏まえた脱炭素化への取組の必要性も念頭に」とすることの論理的な繋がりが明確ではない。
- したがって、「パリ協定を踏まえた脱炭素化への取組の必要性も念頭に」の一文は削除するべきである。

(10) 「第2章第2節7項(1)電力システム改革の推進」について(66頁)

- 自由化及び再エネの大量導入等により生じる課題に対応するため、容量市場、非化石価値取引市場や需給調整市場の創設に取り組むことが記載されているが、これらの市場創設においてもシステム改革本来のねらいである「安定供給の確保、料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」に資する制度設計が行われなければならない。
- かかる観点から、「こうした状況を踏まえ、今後、エネルギーシステム改革のねらいである安定供給の確保、料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大に向けて、中長期的に適切な供給力・調整力を確保する容量市場や、・・・創設に取り組む。」とし、システム改革本来の意図に沿った取り組みとすることを明記するべきである。

- (11) 「第3章第2節1項「より高度な3E+S」～複雑で不確実な状況下での評価軸～」について（94頁）
- 「国民負担抑制に加え、自国産業競争力の強化を図る」について、自国産業競争力の強化に当たっては長期的にたゆまぬ技術開発が不可欠であるが、その前提としてエネルギーコスト等の国際的なイコールフットィングが確保され、その下で企業が研究開発投資に前向きに取り組む環境が整備されることが不可欠である。
 - かかる観点から、「国民負担抑制に加え、国際的に遜色ないエネルギーコストの実現や技術開発の推進を通じた自国産業競争力の強化を図る」と、ポジティブなメッセージを発信すべきである。
- (12) 「第3章第3節（2）原子力の課題解決方針」について（98～99頁）
- 当該箇所は「原子力の課題解決方針」にかかるものである。原子力の課題は福島事故で失った信頼をどのように回復するかであり、これは第2、第3パラグラフに記載されていることが該当する。
 - 他方、第1パラグラフにある「東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては、安全を最優先し、経済的に自立し脱炭素化した再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する。」との記載は、原子力の課題解決方針ではない。また、この記載は原子力と再エネがトレードオフのようにも読み取ることができ、そのような誤解は避けるべきである。したがって、第1パラグラフの全文を削除すべきである。
- (13) 「第3章第4節(3)4層の実行シナリオ」について（102頁）
- 「エネルギー政策は、①税制・FIT などを通じ政府が国民の負担から得た資金を分配・投資する資金循環メカニズム、・・・成り立っている。」とされている。また後段では「東日本大震災以降、石油石炭税・電促税の負担に加え、地球温暖化対策税・FIT 負担が加わり、これらを総合すれば、既に年間3兆円規模に上る。エネルギー転換に資するプロジェクトを的確に選択し、・・・重点的な政策資源の投入を強化していく。」とされている。
 - FIT は政策資源ではなく、再エネ発電事業者ひも付きの電気料金であり、政府の裁量で分配・投資できるかのように記載することは不適切である。また、石油石炭税等の各種税制についても、2030年以降の文脈で現行と同等の税収があるかどうか不確実性がある中で、現行と同等の財源があることを与件とするような記載は不適切である。
 - したがって、資金循環メカニズムの記載からFITを削除するとともに、後段の記載においては、具体的な税制や税収に係る記載は削除すべきである。

以上